

菰野町就学援助費交付要綱

菰野町就学援助費交付要綱(平成 22 年教育委員会告示第 1 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この告示は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 19 条の規定に基づき、家庭の経済的理由から就学が困難な児童生徒の保護者に対して、義務教育の円滑な実施を図るため菰野町就学援助費(以下「就学援助費」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「児童生徒」とは、菰野町に住居を有し、公立小中学校に在籍している者又は菰野町立小中学校に在籍している者をいう。

2 この告示において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で児童生徒を現に監護する者をいう。

(交付対象者)

第 3 条 町長は、児童生徒の保護者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に就学援助費を交付するものとする。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者
- (2) 当該年度において生活保護法に基づく保護の廃止又は停止の措置を受けた者
- (3) 町長が、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

(対象経費)

第 4 条 就学援助費の種類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、生活保護法第 13 条に規定する教育扶助に該当するものは、除く。

- (1) 給食費
 - (2) 学用品費、通学用品費及び校外活動費
 - (3) 修学旅行費
 - (4) 新入学児童生徒学用品費等
 - (5) クラブ活動費、生徒会費及び P T A 会費
- 2 就学援助費の額は、文部科学大臣が定める国の補助限度額を基準として、予算の範囲内の額において町長が定める。
- 3 区域外就学等の場合の就学援助費は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第 4 条の就学援助費の種類のうち、第 1 項第 1 号については学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 12 条第 2 項により、学校所在地の市町村が交付を行う。
- (2) 前号以外の就学援助費については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和 31 年法律第 40 号)第 2 条により、保護者の住所地の市町村が交付を行う。

(申請)

第 5 条 就学援助費の交付を受けようとする者(生活保護法第 13 条に規定する教育扶助を受給している者を除く。)は、就学援助申請書(第 1 号様式)、就学援助申請理由書(

第 2 号様式)及び所得証明願(第 3 号様式)を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、就学援助を希望する当該年度の 1 月末までに申請しなければならない。ただし、町長が特に適当と認めた者については、この限りではない。

(交付決定)

第 6 条 町長は、前条の申請があったときは審査を行い、就学援助費の交付の決定をするものとする。ただし、生活保護法第 6 条第 1 号に規定する被保護者は、その事実をもって交付を決定する。

- 2 前項の交付決定を行うために必要のあるとき、町長は、学校長及び民生委員の助言を求めることができる。

- 3 町長は、第 1 項の決定を行ったときは、保護者及び学校長へ通知するものとする。

(対象期間)

第 7 条 就学援助を受けることができる期間は、町長が第 5 条の申請を受理した日の属する月から当該年度の 3 月までとする。

(変更等)

第 8 条 第 6 条の交付決定を受けた者は、第 5 条により提出した申請書の内容に変更が生じた場合は、町長に届け出なければならない。

- 2 第 6 条の交付決定を受けた者が、就学援助費の交付を辞退しようとする場合は、町長に届け出なければならない。

(返還)

第 9 条 町長は、第 6 条の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 就学援助費を目的外に使用したとき。
- (2) 就学援助費の交付を必要としなくなったとき。
- (3) 虚偽により就学援助費の交付を受けたとき。
- (4) 第 3 条の規定に該当しなくなったとき。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 年度就学援助申請書

菰野町長 様

平成 年 月 日

申請者 (保護者)	郵便番号	〒
	住 所	菰野町
	名 前	印
	電話番号	

就学援助費を受けたいので下記のとおり申請いたします。

認定された場合は就学援助費の受領及び取り扱いについての一切の行為（学校納付金等に滞納が生じた場合を含む）を菰野町教育委員会及び学校長に委任します。

記

1. 就学援助を必要とする児童・生徒 ※学年の欄は、4月時点の学年をご記入ください。

学 校	学 年	名 前	ふりがな	生年月日
小・中				

2. 世帯状況 （上記記入の児童生徒を除く全ての世帯員について記入してください。）

名 前	生年月日	児童生徒から見た 続 柄	勤 務 先 等

3. 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 支所	預金種別	口座番号	
			普通	フリガナ	
			当座	口座名義人	

※ 裏面も必ずご記入下さい。記入がありませんと申請受付できません。

※ 鉛筆ではなく、黒のボールペン等でご記入ください。

就学援助申請理由書

菰野町長 様

名 前 _____ 印 _____

私の世帯は、次のような理由であるため、就学援助費を申請いたします。

1. 職業が不安定である。
(具体的理由)

2. 収入はあるが激減した。
(具体的理由)

3. 病気の者などがかかえて、医療費等がかかる。
(具体的理由)

4. その他の具体的理由

※あてはまる項目に○をつけ、なるべく具体的に状況をご記入ください。

所得証明願

家族の 名前	続 柄	()年度市町村民税の基礎となった所得金額				()年度 市町村民税 所得割の有無
		給与所得	事業所得	その他の所得	計	
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無

(上段太枠内に記入のうえ、下段枠内に署名押印してください。)

上記のとおり相違ないことを証明願います。

年 月 日 住所 菰野町 保護者名前(世帯主) 印

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

菰野町長